

第 83 回国民スポーツ大会
第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会

第 1 回常任委員会



みどモス



**JAPAN
GAMES**



日時：令和 8 年 7 月 16 日（木） 16 時 00 分～

場所：みどり市役所 大間々庁舎 3 階 大会議室

GUNMA  **2029**

湯けむり国スポ・全スポ 83rd JAPAN GAMES
28th National Sports Festival
for People with a Disability

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 第 1 回常任委員会 次第

日時：令和 8 年 7 月 16 日（木）16 時 00 分～
場所：みどり市役所大間々庁舎大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

- ・第 1 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市開催推進総合計画（案）
- ・第 2 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会専門委員会規程（案）
- ・第 3 号議案 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会専門委員会構成（案）

4. そ の 他

5. 閉 会

◆参考資料

- 参考資料 1 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 組織図
- 参考資料 2 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 会則
- 参考資料 3 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市開催基本方針
- 参考資料 4 第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 常任委員会名簿

**第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会
みどり市開催推進総合計画（案）**

1 趣 旨

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会「湯けむり国スポ・全スポぐんま 2029」（以下「本大会」という。）の成功に向け、市民総参加により大会を盛り上げ、本市の魅力を全国に発信するとともに、本市で開催される競技（女子バスケットボール、相撲、ボッチャ）を契機として市民の一体感を高め、オールみどりによる大会開催につなげるとともに、障害者スポーツの特性を踏まえた共生社会の推進、地域交流及び健康づくりにつながる市民の機運醸成や競技への関心を高め、スポーツを「する・みる・ささえる」機会の創出を図るとともに、障害者スポーツの特性を踏まえた共生社会の推進、地域交流及び健康づくりを通じて、市民のスポーツ実施率の向上と健康で活力ある地域づくりにつながる大会を目指し、みどり市開催基本方針に沿った開催推進総合計画を定めるものとする。

2 推進方針

本市は、次に掲げる事項について、群馬県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携・協力し本大会の開催推進を図る。

（1）総務企画

本大会の開催を円滑に推進するため、関係機関及び関係団体との連携のもと、本市で開催される競技の特性を踏まえながら、市民参加の促進、機運醸成並びに大会後を見据えた取組が図られるよう、総合的な計画の立案及び施策の調整を行う。

（2）財務

創意工夫を凝らした魅力ある大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

本大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を展開するとともに、豊かな自然や歴史、文化、食など本市の地域資源の魅力を全国に発信する。

（4）市民運動

市民一人ひとりが「参加する（する）」「応援する（みる）」「協力する（ささえる）」といった関わりを持ち、市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げることで、大会終了後もスポーツを「する・みる・ささえる」文化の定着を図り、生涯スポーツの推進、市民のスポーツ実施率の向上及び健康で活力あるまちづくりの実現につなげる。

(5) 観光・おもてなし

全国から訪れる選手・監督や観戦者の方々を“おもてなしの心”で温かく迎え、豊かな自然や歴史、文化、食など本市の地域資源の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じてもらえるよう、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技用具の計画的な整備を行い、競技会の円滑な運営を図る。また、競技用具は、可能な限り現有物の活用に努める。

(7) 式典

創意工夫により簡素・効率化を図りつつ、温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民スポーツ大会開催基準要項に規定の施設基準に基づき、既存施設の有効活用を図る。また、大会後の市民利用等に配慮した施設整備に努める。

(9) 宿泊

宿泊施設の調整を行い、選手・監督をはじめ本大会関係者の安全で快適な宿舎の確保を図る。

(10) 医事・衛生

本大会に関わる全ての方々の健康を確保し、快適な環境のもとで大会を開催するための医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案した安全かつ効率的な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど交通混雑の緩和及び環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他関係施設における治安の確保、災害の防止及び非常時における緊急対応に万全を期すため、警備・消防体制の確立を図る。

3 年次計画

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会みどり市開催推進総合年次計画（年度別競技一覧）は、別表のとおりとする。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 みどり市開催推進総合年次計画(案)

年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
逆年		3年前	2年前	1年前	開催年
開催県		青森県	宮崎県	長野県	群馬県
主要行事		大会開催・会期決定			
準備組織	みどり市実行委員会総会 (準備委員会から改組)				実行委員会 (解散)
	常任委員会				
	総務・企画専門委員会 宿泊・衛生専門委員会 競技・式典専門委員会 輸送・警備専門委員会				
	大会実施本部設置				事務局の解散
共通事項		群馬県実行委員会との連絡調整 開催促進総合計画策定 競技会場実施設計	リハ大会実施本部運営マニュアル作成	本大会実施本部運営マニュアル作成	
総務・企画専門委員会	①総務企画		大会関係者識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物取扱要項策定 保険加入要項策定	リハ大会関係者識別用品整備 リハ大会遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	本大会関係者識別用品整備 本大会遺失物・拾得物取扱実施 本大会保険加入
	②財務	協賛金取扱要項策定 本大会経費調査(第1次) リハ大会経費調査	リハ大会予算編成	本大会予算編成 リハ大会予算執行・決算	本大会予算執行 本大会決算
	③広報	広報基本計画策定 広報啓発活動の推進 ◎ホームページの開設 ◎懸垂幕の設置 等 開催決定機運醸成事業 ・みどモススポーツソング ・アイディアコンテスト ・あすチャレ 等	本大会報告書編成方針検討	本大会報告書編成方針決定	本大会報告書作成 本大会報告
	④市民運動	市民参加・応援計画策定 ボランティア募集要項作成	ボランティア募集 リハ大会ボランティア業務計画作成	本大会ボランティア業務計画作成 リハ大会ボランティア研修会・配置	本大会ボランティア研修会・配置
	⑤歓迎・おもてなし	観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし実施要項作成 案内所・休憩所等設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾・ガイドブック作成等の検討 リハ大会案内所・休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾・ガイドブック作成等の作成 本大会案内所・休憩所等設置 本大会売店設置

リハサル大会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催

年度		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
逆年		3年前	2年前	1年前	開催年
開催県		青森県	宮崎県	長野県	群馬県
宿泊・衛生専門委員会	⑥宿泊	宿泊基本計画策定 配宿方式検討 合同配宿意向調査	宿泊要項策定 弁当調達要項策定	リハ大会宿泊実施 リハ大会弁当調達実施	本大会弁当調達実施
	⑦医事・衛生	医事・衛生基本計画策定 医療救護要項作成 感染症(防疫)対策要項作成 食品衛生対策要項作成 環境衛生対策要項作成	医療救護実施マニュアル作成 リハ大会救護所設置計画策定 各マニュアル作成	救護所設置計画作成 リハ大会救護所設置	本大会救護所設置 衛生講習会開催 ドーピング検査対応
競技・式典専門委員会	⑧競技	競技運営基本計画策定 競技用具整備計画作成 競技役員等編成案作成 リハ大会開催基本計画策定	競技用具整備 競技役員・補助員編成の調整 リハ大会(競技別)実施要項策定	本大会(競技別)実施要項策定 本大会競技日程・組合せ調整 競技役員等編成決定 競技役員・補助員編成決定 リハ大会(競技別)プログラム作成・配布	本大会(競技別)プログラム作成・配布 組合せ抽選会開催 競技会役員等の委嘱 競技会役員・補助員等の委嘱
	⑨式典	式典基本計画策定		式典実施要項策定	各種競技 開始式・表彰式
	⑩施設	施設整備基本計画策定 令和7年度～市民体育館増設設計 市民体育館増設工事	リハ大会会場設置仕様書作成	本大会会場設置仕様書作成 リハ大会会場設置	本大会会場設置 会場撤去
輸送・警備専門委員会	⑪輸送交通	輸送交通基本計画策定	輸送交通業務実施マニュアル作成 リハ大会輸送計画策定	本大会輸送計画策定 リハ大会計画輸送実施	本大会計画輸送実施
	⑫消防・警備	消防防災・警備基本計画検討 消防・警察との調整	消防防災・警備基本計画策定 消防防災・警備実施要項作成 リハ大会消防防災・警備計画作成	本大会消防防災・警備計画作成 リハ大会消防防災・警備本部設置	本大会消防防災・警備本部設置

リハサル大会

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会開催

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会 専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会会則（令和8年3月12日施行）第10条第1項の規定に基づき、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称並びに第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会常任委員会からの付託事業及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次に掲げる役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名

（役員を選任等）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名したものがこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

ただし、専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員へ事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を置き、委任事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員（以下「部会委員」という。）は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和8年7月16日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務・企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送・警備専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送警備に関すること。	左記の付託事項のうち、事業の実施に関すること。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会

専門委員会 構成（案）

【総務・企画専門委員会】

No.	選出区分	機関・団体等
1	県関係	群馬県桐生みどり振興局（桐生行政県税事務所）
2	スポーツ関係	みどり市スポーツ協会
3	学校・教育関係	みどり市小学校校長会
4	産業・経済関係	みどり市商工会
5	産業・経済関係	笠懸町商工会
6	宿泊・観光・衛生関係	一般社団法人みどり市観光協会
7	医療・福祉関係	社会福祉法人みどり市社会福祉協議会
8	市民団体・各種団体	みどり市区長会
9	市関係	みどり市教育委員会
10	市関係	みどり市政策企画部
11	市関係	みどり市産業観光部

【宿泊・衛生専門委員会】

No.	選出区分	機関・団体等
1	県関係	群馬県桐生保健福祉事務所
2	医療・福祉関係	一般社団法人桐生市医師会
3	医療・福祉関係	一般社団法人太田新田歯科医師会
4	医療・福祉関係	一般社団法人桐生市歯科医師会
5	医療・福祉関係	一般社団法人桐生薬剤師会
6	宿泊・観光・衛生関係	大間々地区旅館ホテル生活衛生同業組合
7	市関係	みどり市保健福祉部

【競技・式典専門委員会】

No.	選出区分	機関・団体等
1	競技団体関係	一般財団法人群馬県バスケットボール協会
2	競技団体関係	群馬県相撲連盟
3	競技団体関係	群馬県ボッチャ協会
4	競技団体関係	みどり市バスケットボール協会
5	競技団体関係	みどり市ユニバーサルボッチャ協会
6	スポーツ関係	みどり市スポーツ推進委員会
7	スポーツ関係	桐生市中学校体育連盟
8	教育・学校関係	みどり市中学校校長会
9	医療・福祉関係	みどり市身障者連盟
10	医療・福祉関係	みどり市ろう者協会

【輸送・警備専門委員会】

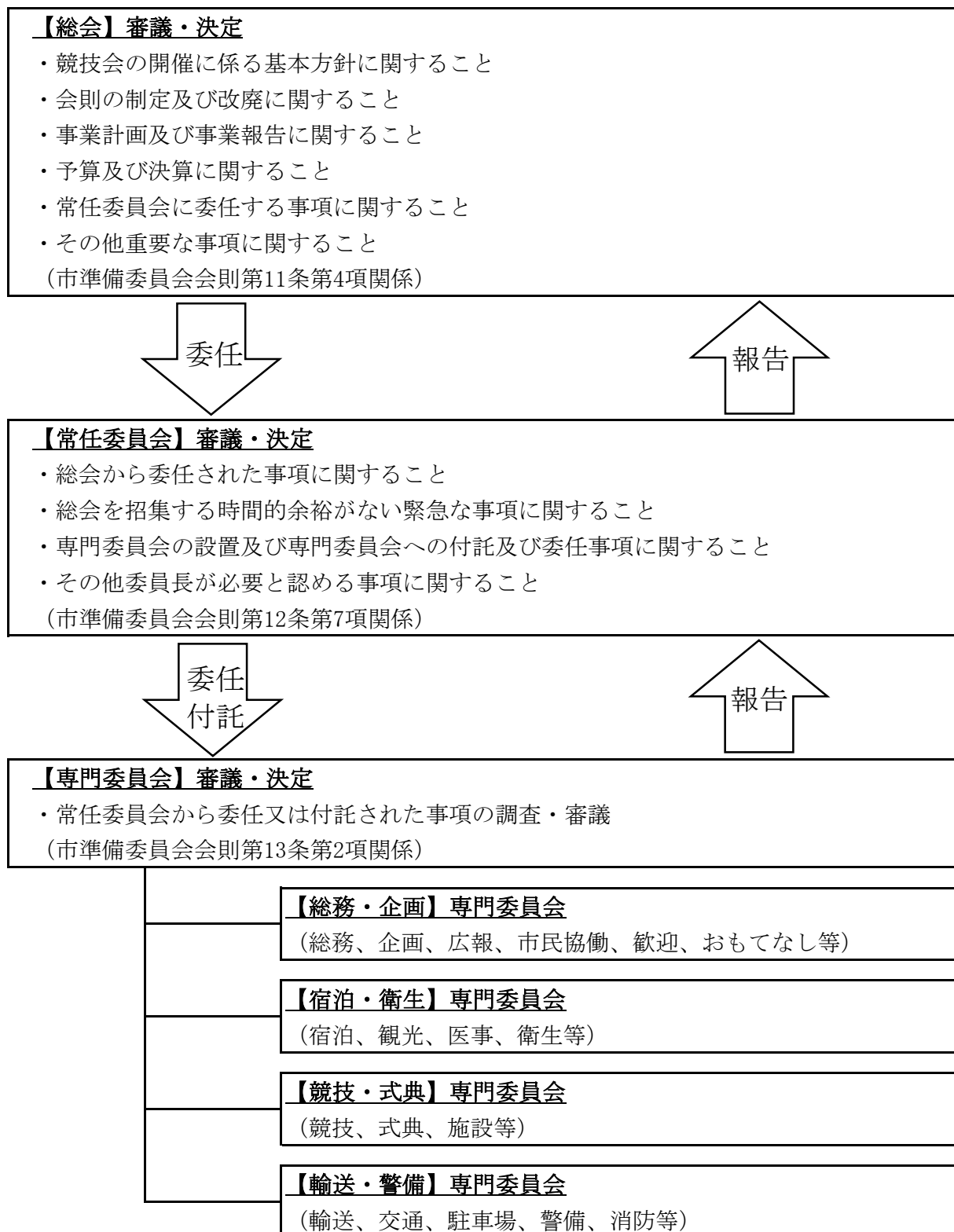
No.	選出区分	機関・団体等
1	県関係	群馬県県土整備部桐生土木事務所
2	県関係	桐生警察署
3	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会
4	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県タクシー協会
5	通信・輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社高崎支社
6	通信・輸送・交通関係	一般財団法人群馬県トラック協会大間々支部
7	警備・消防関係	桐生市消防本部
8	警備・消防関係	みどり市消防団
9	市関係	みどり市都市建設部
10	市関係	みどり市総務部防災危機管理課

※ 対象の機関・団体等に対しまして、専門委員会委員の推薦依頼をさせていただきます。

※ 専門委員会では実務的な内容をご審議いただきますので、人選の際にご配慮くださいますようお願いいたします。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会 みどり市準備委員会 組織図

【事務局：保健福祉部健康づくり局スポーツ振興課国スポ・全スポ準備係】



※準備の進捗に合わせて各専門委員会を順次設置。

なお専門委員会の委員は、常任委員・委員の各団体からの事務責任者等をもって構成する。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会
みどり市準備委員会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第83回国民スポーツ大会及び第28回全国障害者スポーツ大会において、みどり市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営を期するために必要な業務を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事務及び事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組 織

(組織)

第 4 条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) みどり市を代表する者
- (2) みどり市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係機関及び関係団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監 事 3名以内

(役員の選任)

第6条 会長は、みどり市長をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項各号に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属機関の役職を離れたときは、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解くことができる。この場合において、会長は、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告しなければならない。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。

6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。これらの規定中「委員及び役員」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

第3章 会 議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員へ事前に送付した議案に対して書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

(書面議決)

第14条 書面による議決は、次に掲げる方法により実施する。

1 会長は、返信期限を定めて、議案書、書面表決書及びその他資料等を委員に送付する。

2 委員は、議案について賛否を記載した書面表決書を会長に提出することによって、議案に関する議決権を行使する。

3 委員は、議決権を行使するに当たり、議案の内容について質疑等を行うことができる。

4 会長は、委員から質疑等があった場合、書面表決書の返信期限の前に、全ての委員に対して質疑等及び回答内容を報告しなければならない。

5 書面議決による委員会は、期限内に委員の過半数から書面表決書の返信があった場合、有効に成立したものと認める。

6 書面表決書は、委員の署名又は記名がないものは無効とする。

7 議案は、書面による表決に参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金、その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第20条 準備委員会は、その目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散した場合において、その残余財産は、みどり市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和8年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 この会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から令和8年3月31日までとする。

第 83 回国民スポーツ大会・第 28 回全国障害者スポーツ大会

みどり市開催基本方針

1 基本方針

令和 11 年に開催の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会は、みどり市の掲げる将来像「輝くひと輝くみどり 豊かな生活創造都市」の実現を目指すとともに、本市の多彩な魅力を発信し、訪れる全ての方々に満足していただけるよう、市民の総力を結集し、みどり市ならではの特色ある大会とします。

開催にあたっては創意工夫により簡素化・効率化を図るとともに、単にスポーツの祭典に留めることなく、みどり市のスポーツ振興を図る絶好の機会と捉え、次世代を担う子どもたちに継承できるものとなるよう、大会終了後も見据えた持続的な取組を推進します。

また、大会を契機に市民一人ひとりが個々に合ったスタイルでスポーツの楽しみ方を発見し、体力向上や健康づくり、スポーツ文化の発展に寄与するとともに、交流人口拡大を図ることで、スポーツを通じた地域活性化につながる大会を目指します。

2 実施目標

(1) 市民がスポーツを「する」・「見る」・「支える」活動の促進を図る

多様な世代の誰もがスポーツを「する」・「見る」・「支える」活動に積極的に参画するきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民協働・総参加でつくる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるような情報発信や啓発活動を積極的に行います。また、県・市・関係団体等とも緊密に連携し、市民総参加の「オールみどり」で大会の成功を目指します。

(3) 地域スポーツの活性化と子どもたちがみどり市を誇りに思える大会

大会開催を契機として、地域における健康づくりや生きがいづくりなど、本市におけるスポーツの推進を一層図ります。また、子どもたちが、大会を通じてスポーツに親しみを持つとともに、みどり市を誇りに思えるような大会を目指します。

(4) みどり市のあらゆる魅力を全国に発信する大会

当市を訪れるすべての人々をおもてなしの心で温かく迎え、交流の輪を広げるとともに、豊かな自然環境や岩宿遺跡・富弘美術館をはじめとする歴史・文化など、みどり市の多彩な魅力を全国に発信します。

第83回国民スポーツ大会・第28回全国障害者スポーツ大会みどり市準備委員会

常任委員会 委員名簿

(順不同・敬称略)

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	委員長	市関係	みどり市	市長	須藤 昭男

	職名	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
2	副委員長	スポーツ関係	みどり市スポーツ協会	会長	深代 勉
3	副委員長	市議会関係	みどり市議会	議長	杉山 英行
4	副委員長	市関係	みどり市	副市長	高原 啓成
5	副委員長	市関係	みどり市	教育長	保志 守
6	副委員長	産業・経済関係	笠懸町商工会	会長	石埜 茂
7	副委員長	産業・経済関係	みどり市商工会	会長	木村 茂光
8	副委員長	宿泊・観光・衛生関係	一般財団法人みどり市観光協会	会長	近藤 雄一郎
9	常任委員	スポーツ関係	みどり市スポーツ推進委員会	会長	千明 博
10	常任委員	スポーツ関係	桐生市中学校体育連盟	副会長	神山 亮一
11	常任委員	競技団体関係	一般財団法人群馬県バスケットボール協会	会長	銭谷 和雄
12	常任委員	競技団体関係	群馬県相撲連盟	理事長	村上 良太
13	常任委員	競技団体関係	群馬県ボッチャ協会	理事長	岩下 浩明
14	常任委員	教育・学校関係	みどり市小学校校長会	会長	黒澤 寿一
15	常任委員	教育・学校関係	みどり市中学校校長会	会長	大澤 智
16	常任委員	県関係	群馬県県土整備部桐生土木事務所	所長	寺内 久夫
17	常任委員	県関係	桐生警察署	署長	黒澤 泉
18	常任委員	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県バス協会	会長	佐藤 俊也
19	常任委員	通信・輸送・交通関係	一般社団法人群馬県タクシー協会	会長	清水 憲明
20	常任委員	医療・福祉関係	一般社団法人桐生市医師会	会長	菊地 一真
21	常任委員	市関係	みどり市	保健福祉部長	五十嵐 健一